

船橋市後援及び共催の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市以外の団体が行う行事の後援及び共催（以下「後援等」という。）の承認の基準その他について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市の名義の使用を認めることにより行事の社会的信頼性が増すように支援することをいう。
- (2) 共催 市が共同主催者として行事の企画又は運営に参加することをいう。

(後援等の名義)

第3条 後援等を行う際の名義は「船橋市」とする。

(承認の基準)

第4条 後援等の対象となる行事は、本市の行政上有益であると認められる行事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事は、この後援等を承認しないものとする。

- (1) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者と関係がある行事又はそのおそれがある行事。
- (2) 営利を目的とする行事。
- (3) 特定の思想又は主義・主張を浸透させることを目的とする行事。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする行事。
- (5) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがある行事。
- (6) 後援等を行うことにより市民に混乱を招くおそれがある行事。
- (7) 十分な行事遂行能力を持たないと認められる団体が主催する行事。
- (8) その他後援等を行うことが適当でないと市長が認める行事。

(承認申請の手続)

第5条 後援等の申請を行う団体（以下「申請者」という。）は、当該行事の開催の原則30日前までに船橋市後援等承認申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の概要を示す書類（定款・規約・会則等）
- (2) 申請者の役員名簿
- (3) 行事の目的及び内容が分かる書類（行事計画書・行事のプログラム・ポスター及びパンフレット等）
- (4) 行事の収支予算案
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、船橋市後援等承認通知書（第2号様式）又は船橋市後援等不承認通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通

知するものとする。

(後援の期間)

第7条 後援等の期間は、前条の規定により通知を受けた日から当該行事の終了の日までとする。

(行事の内容変更及び中止)

第8条 第6条の規定により後援等の承認を受けた申請者がその行事の内容を変更、または止むを得ない理由により中止する場合は、速やかに船橋市後援等行事変更・中止申出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第9条 申請者は、行事が終了した日から30日以内に船橋市後援等行事実施報告書(第5号様式)及び行事の収支決算書を市長に提出しなければならない。

(承認の取消)

第10条 市長は、第6条により承認した行事が、次の各号のいずれかに該当するときは、船橋市後援等承認取消通知書(第6号様式)により、後援等の承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により後援等の承認を受けたとき。

(2) 第4条第1項の規定に適合しないことが判明したとき。

(3) 第4条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。

2 前項の規定により承認を取り消されたものは、当該行事に関する後援等の承認を受けた旨の表示を直ちに削除しなければならない。

3 第1項の規定により承認を取り消した行事は、船橋市ホームページにて公表する。

(免責事項)

第11条 船橋市は、団体等及び第三者に対し、承認した行事に係る事故等による損害賠償その他のいかなる責も負わない。また、前条の承認の取り消しによる損害等が生じた場合においても同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市後援等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
申請者 代表者
住 所
連絡先

下記の行事について、船橋市の（後援・共催）を受けたいので、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱第5条の規定により申請します。

記

行事の名称	
行事の主旨	
実施期間	
実施場所	
参加予定者	
他に後援等を申請した団体	(後援) (共催) (その他：)
承認の基準 ※一つでも該当する場合、後援等の対象外	<input type="checkbox"/> 「船橋市後援及び共催の承認に関する要綱」第4条第2項第1～4号のいずれにも該当しません。

(添付資料)

- (1) 申請者の概要を示す書類（定款、規約、会則等）
- (2) 申請者の役員名簿
- (3) 行事の目的及び内容が分かる書類
(行事計画書、プログラム、ポスター、パンフレット等)
- (4) 行事の収支予算案

第2号様式

船橋市後援等承認通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付けで船橋市（後援・共催）承認申請のあった下記の行事について承認することと決定しましたので、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

行事の名称	
実施期間	
実施場所	

（備考）

- (1) 行事の内容を変更、または止むを得ない理由により中止する場合は、速やかに船橋市後援等行事変更・中止申出書（第4号様式）を提出してください。
- (2) 行事が終了した日から30日以内に船橋市後援等行事实施報告書（第5号様式）を提出してください。
- (3) 行事に係る事故等による損害賠償その他のいかなる責も負いかねます。

第3号様式

船橋市後援等不承認通知書

号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで船橋市（後援・共催）承認申請のあった下記の行事について、承認しないことと決定しましたので、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

行事の名称	
実施期間	
実施場所	
不承認の理由	

第4号様式

船橋市後援等行事変更・中止申出書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
申請者 代表者
住 所
連絡先

年 月 日付け 号にて承認のあった船橋市（後援・共催）
行事について、下記のとおり（変更・中止）したいので、船橋市後援及び共催
の承認に関する要綱第8条の規定により申し出ます。

記

行事の名称	
変更内容 (内容変更の場合)	(名称・主旨・期間・場所・その他 ()) 変更前： 変更後：
変更・中止の理由	

(添付資料)

行事の収支予算書 (変更あり 変更なし)

※申請書提出時と内容に変更がない場合は添付不要です。

第5号様式

船橋市後援等行事実施報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名
申請者 代表者
住 所
連絡先

年 月 日付け 号にて承認のあった船橋市（後援・共催）
行事が完了したので、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱第9条の規定により
下記のとおり報告します。

記

行事の名称	
行事の実施内容	
実施期間	
実施場所	
参加者数等	

(添付資料)

行事の収支決算書

第6号様式

船橋市後援等承認取消通知書

年 月 日 号

様

船橋市長

年 月 日付け、 号にて承認した船橋市の（後援・共催）
については下記の理由により取り消しましたので、船橋市後援及び共催の承認に関
する要綱第10条の規定により通知します。

記

行事の名称	
実施期間	
実施場所	
取消の理由	